

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

公表事項		内 容
契約の対象区分		地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号
契約の内容	物品又は役務の概要	鳥取市水道事業審議会会議録作成業務（テープ起こし）
	規格・品質等	（1）A4判（余白：上下各30mm、左右各25mm） （2）10.5ポイント活字、43文字×37行 （3）明朝体（ただし、発言者氏名・見出しのみゴシック体、2桁以上の数字については半角）なお、仮名づかいについては、公益社団法人日本速記協会発行の標準用字用例辞典によること。
	数量等	—
	納入場所又は履行場所	鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局
	納入期限又は履行期間	令和6年7月12日から令和7年3月31日まで
契約締結予定日		令和6年7月12日
契約担当職員が特に必要と認める事項		（1）見積もり金額は、録音データ5分当たりの契約希望単価（消費税及び地方消費税の額を含めない。）とする。なお、5分未満の時間については5分とする。 （2）録音データを反訳し、完成品データを電子メール又は電子媒体で納品する。 （3）納入期限は、受託後3週間以内とする。 （4）完成品データを鳥取市水道局で校正する。 （5）録音データ及び資料は、反訳終了後速やかに鳥取市水道局に返却すること。
契約申込みの申請先		鳥取市水道局経営企画課
契約申込みの期限		令和6年7月5日

<p>契約の相手方の決定方法及び選定基準</p>	<p>鳥取市内に住所を有する地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者であること。</p> <p>(1) 障害者支援施設 (2) 地域活動支援センター (3) 障害福祉サービス事業を行う施設 (4) 小規模作業所</p> <p>上記 (1) ～ (4) に該当する者で、提出期限までに最低価格の見積書を提出した者を業務の予算を考慮したうえで契約者とする。なお、最低価格を提出する者が複数となる場合は抽選により契約者を決定する。</p>
--------------------------	---

○契約締結後

公表事項	内 容
契約締結日	
契約の相手方の名称	
契約金額	
契約の相手とした理由	